

解体等工事業者様向け

一般家屋の解体作業におけるアスベスト対策

アスベスト含有成形板等のレベル3建材は多くの一般家屋にも使用されています。解体に際しては、作業員や周辺住民の健康被害を防止するために、適切な対策が必要です。

法律等で定められた以下の事項を守り、安全な作業をお願いします。

解体作業に入る前の遵守事項

- 事前調査は定められた資格を有する者が行うこと
- 事前調査結果を掲示しておくこと(レベル3建材の使用箇所を明記)。
※作業員および周辺住民に周知するために必要です。
- 事前調査結果の報告を行うこと
- アスベストによる作業員の健康被害防止するために、次の事項を示した作業計画を作成し、作業員に周知し、適切な作業を行うこと。
 - ・作業の方法、手順
 - ・アスベスト粉じんの発生を防止、または抑制する方法
 - ・作業員へのアスベスト粉じんのばく露を防止する方法
- レベル3建材の撤去作業で使用する防じんマスク、湿潤化のための機器や原形のまま取り外す作業のための工具類を準備すること。

レベル3建材等の撤去作業時の遵守事項

- 石綿作業主任者技能講習修了者を石綿作業主任者に選任すること。
- 全ての作業員が石綿取扱作業員特別教育を受講していること。
- 作業員は適切な防じんマスクを必ず着用すること。
- 湿潤化を行い、可能な限り原形のまま取り外して撤去すること。
- アスベスト含有廃棄物として、適切に分別、保管、搬出すること。

アスベストによる健康被害

- アスベストばく露後、15～40年程度経過後に肺がんや中皮腫等を発症する可能性があります。
- アスベストが原因の中皮腫により、年間1,000人以上の方が死亡されています。
- 阪神・淡路大震災では災害復旧作業に従事した作業員が中皮腫で亡くなり、労災認定された方がいます。

(お問い合わせ先)

大分県 環境保全課 大気保全班

電話：097-506-3114

FAX：097-506-1747